

12-7-8
685

百
⑤

勞務甲第四四〇號
大正十二年六月二十八日

警視總監赤 記 環

内務大臣水野錬太郎殿
社會局長菅原清治殿
京都大阪神奈川 兵庫
愛知埼玉各府縣知事殿
司法省刑事局長殿
東京控訴院檢察長殿
東京地方裁判所檢察正殿

外務省千住機械工場紛議三案五七件 (第三報)

方ヲ支給スル事、第二項轉勤ノ件ニ就テハ、
人ノ希望ヲ參酌シテ決定スルヲ希望者中ヨリ
選定スル事ニ改メタル為メ、委員等之ヲ諒解
シ宇野ニ話シタル上、明日ヨリ平常ノ如ク出勤
スルコトハナリテ解決シ午後六時頃罷業職工
ハ三々伍々歸途ニ就キタリ
本朝所轄署ニ於テハ萬一ヲ慮リ私服巡查ヲ立
テ途中ヲ警戒セシメタルニ約五十名ノ欠勤者
ヲ見タルニ止リ他人平素ノ如ク出勤何レニ就
業ヲ為シタリ
右及申(通)報候也